

山口県報

平成23年
3月18日
(金曜日)

目 次

規則

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課).....

都市計画法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課).....

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課).....

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課).....

公安委規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程.....

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

グラフィック ペレーター科	二〇人
介護サービス科	二〇人

を削り、

同表山口県立西部高等産業技術学校の項中

観光ビジネス科	二〇人
---------	-----

及び

介護サービス科	二〇人
情報技術科	二〇人

を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(昭和四十五年山口県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中、「下関土木建築事務所」を、「防府土木建築事務所、下関土木建築事務所、長門土木建築事務所及び萩土木建築事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定(萩土木建築事務所に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十号

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成十四年山口県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一防府市の項を削る。
別表第二防府市の項を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

山口県知事 二井 閑 成

山口県規則第十一号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「山口市」の下に「、防府市」を加える。

別表第一防府市の項を削る。
別表第二防府市の項を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

山口県公安委員会印 二一ミリ 平方メートル	山口県公安委員会印 二一ミリ 平方メートル	警察本部警務部総務課長	警察本部警務部総務課長	許可、認可若しくは免許又は暴行団対策に関する業務専用	許可、認可若しくは免許又は暴行団対策に関する業務専用
山口県公安委員会印 二一ミリ 平方メートル	山口県公安委員会印 二一ミリ 平方メートル	警察本部生活安全課長	警察本部生活安全課長	猟銃及び空気銃の講習に関する業務専用	猟銃及び空気銃の講習に関する業務専用

を

山口県公安委員会印 二一ミリ 平方メートル	山口県公安委員会印 二一ミリ 平方メートル	警察本部警務部総務課長	警察本部警務部総務課長	許可、認可若しくは免許又は暴行団対策に関する業務専用	許可、認可若しくは免許又は暴行団対策に関する業務専用
-----------------------------	-----------------------------	-------------	-------------	----------------------------	----------------------------

に改め、同表

個数の欄中「三七」を「三六」に改め、同表保管者の欄中

「警察本部交通部運転免許課長六個」に改める。

附則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中八十七の表を八十九の表とし、十八の表から八十六の表までを二表ずつ繰り下げ、十七の表の次に次の二表を加える。

18 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第20条	説明の請求又は資料の徴収

19 山口県暴力団排除条例施行規則（平成23年山口県公安委員会規則第1号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条	説明書の受理
第5条	口頭による説明を聴取させる警察職員の指名

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁